

土壤汚染対策法Q&A

〔令和2年 12月 22日現在〕
〔広島県環境県民局環境保全課〕

このQ&Aは、広島県の所管区域（広島市、呉市、福山市を除く市町）における取扱いを記載したものです。

広島市域、呉市域、福山市域における取扱いについては、各市の担当課へお問い合わせください。（12ページ参照）

- Q1 土壤汚染対策法とはどのような法律ですか。
- Q2 どのような物質が法の対象ですか。
- Q3 土壤汚染状況調査とはどのような調査ですか。
- Q4 誰がどのような場合に土壤汚染状況調査をしなければなりませんか。
- Q5 土壤汚染状況調査はどこに依頼すればよいですか。
- Q6 「有害物質使用特定施設」とはどのような施設ですか。
- Q7 土地の形質変更を行う予定であるが、何をすればよいですか。
- Q8 「土地の形質の変更」とは何を指しますか。
- Q9 土地の形質の変更届出書を提出すると、必ず調査をしなければなりませんか。
- Q10 土壤汚染状況調査結果が指定基準を超過しているときはどうなりますか。
- Q11 要措置区域等に指定されると、すぐに対策が必要ですか。
- Q12 要措置区域等に指定されると、工事は行えませんか。
- Q13 要措置区域等の指定は解除できますか。
- Q14 要措置区域等が県内のどこにあるか知りたいです。
- Q15 自主的な調査を実施したときは、県に報告が必要ですか。
- Q16 汚染土壌はどこで処理すればよいですか。
- Q17 汚染土壌の処理を業として行うにはどうすればよいですか。
- Q18 汚染土壌の運搬に許可は必要ですか。

Q1 土壤汚染対策法とはどのような法律ですか。

A1

土壤汚染対策法（以下「法」という。）は、特定有害物質^{※A2参照}による土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的として、平成15年2月15日施行されました。

その後、平成22年4月、平成30年4月及び平成31年4月に改正法が施行され、土壤汚染状況調査のきっかけの拡充や汚染土壤の適正な処理等に係る制度の見直しが行われました。

制度

調査

①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（第3条）

- 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能（第3条第1項ただし書）
- 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壤汚染状況調査を行うこと（第3条第7項・第8項）

②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）

- 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと
- 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能（第4条第2項）

③土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

④自主調査において土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（第14条）

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

○要措置区域（第6条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと（第7条）
- 土地の形質の変更の原則禁止（第9条）

○形質変更時要届出区域（第11条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）

- 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行うこと（第12条）

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- 要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壤の搬出の規制（第16条、第17条）
（事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守）
- 汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務（第20条）
- 汚染土壤の処理業の許可制度（第22条）

環境省の資料を加工して作成

Q2 どのような物質が法の対象ですか。

A2

法では、土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生じるおそれがあるものとして次の26物質を「特定有害物質」として定めています。

また、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準（以下「指定基準」という。）は次のとおりです。

特定有害物質と指定基準

特定有害物質の種類		指定基準	
		土壤溶出量基準 (mg/l)	土壤含有量基準 (mg/kg)
第一種 特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—
	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	トリクロロエチレン	0.03 以下⇒ <u>0.01 以下</u>	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
	第二種 特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下⇒ <u>0.003 以下</u>
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下
シアン化合物		検出されないこと	50 以下 (遊離物として)
水銀及びその化合物		0.0005 以下 (うち別冊水銀は検出されないこと)	15 以下
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000 以下
ほう素及びその化合物		1 以下	4,000 以下
第三種 特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	チウラム	0.006 以下	—
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

下線：令和3年4月1日改正

Q3 土壤汚染状況調査とはどのような調査ですか。

A3

法では、土壤汚染による環境リスクの管理の前提として、土壤汚染に係る土地を的確に把握する必要があるため、汚染の可能性のある土地について、一定の機会をとらえて、土壤汚染状況調査を行うこととしています。

調査は土地所有者等（所有者、管理者又は占有者。以下において同じ）が環境大臣又は県知事が指定する者（指定調査機関）に委託して行います。^{※A5参照}

調査方法は、土地の履歴調査によって特定有害物質の種類ごとの汚染のおそれの区分を行い、その区分に応じた試料（土壤、土壤ガス、地下水）の採取、分析が行われ、調査結果が取りまとめられます。

Q4 誰がどのような場合に土壤汚染状況調査をしなければなりませんか。

A4

次に該当するときは、土地所有者等は土壤汚染状況調査を実施し、その結果を県知事（県においては、所管する厚生環境事務所長。広島市、呉市、福山市にあっては市長。以下「県知事等」という。）に報告しなければなりません。

- ①有害物質使用特定施設^{※A6参照}の使用を廃止したとき（法第3条第1項）
- ②法第3条第1項ただし書の確認を受けた①の土壤汚染状況調査が一時的に免除されている土地で利用方法の変更を行おうとする場合の届出により県知事等が確認を取り消したとき（法第3条第5項及び同条第6項）
- ③法第3条第1項ただし書の確認を受けた①の土壤汚染状況調査が一時的に免除されている土地で900㎡以上の土地の形質変更を行おうとする場合の届出により県知事等が調査命令を発出したとき（法第3条第7項及び同条第8項）
- ④3,000㎡（ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場の敷地（法第3条第1項本文の報告が行われた土地又は法第3条第1項ただし書の規定に基づく県知事等の確認を受けた土地を除く。）にあっては、900㎡）以上の土地の形質変更を行おうとする場合の届出により県知事等が土壤汚染のおそれがあると認め、調査命令を発出したとき（法第4条第1項及び同条第3項）
- ⑤土壤汚染により健康被害が生じるおそれがあると県知事等が認め、調査命令を発出したとき（法第5条第1項）

Q5 土壌汚染状況調査はどこに依頼すればよいですか。

A5

土壌汚染状況調査は、環境大臣又は県知事が指定する者（指定調査機関）が環境省令で定める方法で調査を実施しなければなりません。

指定調査機関の一覧は、環境省のホームページに掲載されています。

《環境省ホームページ》

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関

<https://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html>

Q6 「有害物質使用特定施設」とはどのような施設ですか。

A6

有害物質使用特定施設は次に該当する施設のことをいいます。

水質汚濁防止法（平成45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において、製造し、使用し、又は処理するもの

有害物質使用特定施設の使用を廃止したときに調査義務が発生^{※A4①参照}しますが、引き続き工場の敷地として利用される場合等、土地の利用方法からみて土壌汚染による健康被害が生じるおそれがないと県知事等の確認を受けたときは、調査が一時的に免除されます。

なお、調査が一時的に免除された土地の利用方法の変更を行うとき又は900㎡以上の土地の形質変更を行おうとする場合には、届出や調査が必要となる場合があります。

Q7 土地の形質変更を行う予定であるが、何をすればよいですか。

A7

土地の形質の変更を行おうとする土地の区分によって、利用方法や形質の変更の規模（面積）に応じた法の手続きが必要です。

① 土壤汚染対策法による要措置区域等の指定を受けている土地

Q12 を御覧ください。また、区域指定の状況の確認方法については、Q14 を御覧ください。

② 有害物質使用特定施設^{※A6参照}の使用を廃止した工場又は事業場の敷地であって、土壤汚染状況調査が一時的に免除されている土地における土地の利用方法の変更を伴う土地の形質変更を行う場合

⇒あらかじめ法第3条第5項の土地の利用方法の変更届出が必要です。

⇒届出後は県知事等が土壤汚染状況調査の一時的免除に係る確認を取消し、土壤汚染状況調査の義務が生じますので、土壤汚染状況調査の実施及び県知事等への報告が必要です。

③ 有害物質使用特定施設^{※A6参照}の使用を廃止した工場又は事業場の敷地であって、土壤汚染状況調査が一時的に免除されている土地における土地の形質の変更の部分が900㎡以上の場合

⇒あらかじめ法第3条第7項の土地の形質の変更届出が必要です。

⇒届出後に掘削部分について県知事等が調査命令を発出しますので、土壤汚染状況調査の実施及び県知事等への報告が必要です。

④ 有害物質使用特定施設^{※A6参照}を使用中の工場又は事業場の敷地で土地の形質の変更の部分が900㎡以上の場合

⇒工事に着手する30日前までに法第4条第1項の土地の形質の変更届出が必要です。

⇒県知事等が調査命令を発出した場合は、土壤汚染状況調査の実施及び県知事等への報告が必要です。

⑤ 上記以外の土地の形質の変更で、形質の変更の部分が3,000㎡以上である場合

⇒工事に着手する30日前までに法第4条第1項の土地の形質の変更届出が必要です。

⇒県知事等が調査命令を発出した場合は、土壤汚染状況調査の実施及び県知事等への報告が必要です。

届出書の提出先は11ページの〈お問い合わせ先〉の機関です。

Q8 「土地の形質の変更」とは何を指しますか。

A8

「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般のことを言います。

掘削や盛土の他に、掘削した土壌を敷地内に一時的に仮置きする行為や砂利を地面に盛る行為(道路などの舗装工事における路床(路床(原地盤)及び構築路床の総称。)の上に路盤材を敷く行為を含む。)も形質の変更に該当します。

ただし、道路などの舗装の表面から路床に接しない深さまでを掘削し、路床の形質が変更されない場合(当該掘削後に再度舗装する場合を含む。)や浚渫行為は土地の形質の変更には当たりません。

Q9 土地の形質の変更届出書を提出すると、必ず調査をしなければなりませんか。

A9

法第3条第7項の届出を行った場合には、法第3条第8項に基づき掘削部分について、県知事等から調査命令が発出されます。

法第4条第1項の届出を行った場合には、届出後、掘削部分について、特定有害物質の使用等の地歴等から土壌汚染のおそれがあると県知事等が判断した場合は、県知事等から調査命令が発出されます。

いずれの場合においても、調査命令が発出された場合は、この命令に従い指定調査機関に土壌汚染状況調査を実施させ、その結果を県知事等に報告してください。

また、法第4条第1項の届出に先行して土壌汚染状況調査を実施し、届出に併せて任意に調査結果(当該調査には、当該土地所有者等の全員の同意が必要)を提出することも可能です。この場合には、調査命令の対象となりません。(ただし、土壌汚染状況調査の方法や結果に不備のある場合や土地の形質変更に着手する時点の土地の汚染状態を反映していないものについては、法に定める方法で調査が実施されたとは言えないため、調査命令が発出される可能性があります。県の所管区域において土壌汚染状況調査を先行実施する場合は、事前に所管する厚生環境事務所(支所)に相談することをお勧めしています。)

なお、法第3条第8項又は法第4条第3項の調査命令が発出された土地においては、土壌汚染状況調査の結果報告が終了し、所管する厚生環境事務所(支所)の審査が完了するまでの間、土地の形質の変更を行わないでください。

Q10 土壌汚染状況調査結果が指定基準を超過しているときはどうなりますか。

A10

土壌汚染状況調査の結果、指定基準を超過しているときは、健康被害のおそれの有無に応じて、県知事等が区域の指定を行います。

周辺で地下水の飲用利用がある等のように人の健康被害が生じるおそれがある場合は「要措置区域」、おそれがない場合は「形質変更時要届出区域」に指定します。

なお、要措置区域等に指定されると、その旨が公示（県知事が指定する場合は、広島県報に登載）されます。

※以下、要措置区域及び形質変更時要届出区域の両方のことを指す場合は「要措置区域等」といいます。

Q11 要措置区域等に指定されると、すぐに対策が必要ですか。

A11

要措置区域では、人の健康被害が生じるおそれがあるため、措置を講ずる必要があります。指定したときに、県知事等から土地の所有者等に対して、講ずべき措置及び措置の期限等を指示します。指示を受けた者は、指示された措置と同等以上の効果を有する措置を実施しなければなりません。

一方、形質変更時要届出区域では、直ちに汚染の除去等の措置を講ずる必要はありません。

Q12 要措置区域等に指定されると、工事は行えませんか。

A12

<要措置区域>

要措置区域においては、土地の形質の変更が原則として禁止されています。

ただし、指示措置等として行われる土地の形質の変更や非常災害のために必要な応急措置等として行う土地の形質の変更については、汚染を拡散させない方法であれば例外的に許容されています。

<形質変更時要届出区域>

形質変更時要届出区域においては、土地の形質の変更の施行方法に関する基準を遵守することによって、土地の形質の変更を行うことができます。

ただし、土地の形質の変更をしようとする者は、着手の14日前までに県知事等へ届出が必要です。

Q13 要措置区域等の指定は解除できますか。

A13

土壤汚染の除去等により、指定区域の全部又は一部について指定の事由がなくなると認めるときは、当該指定区域の全部又は一部について、次により指定を解除します。

<要措置区域>

①土壤汚染の除去等により、当該区域の土壤の汚染状態を指定基準に適合させることにより、健康被害が生じるおそれにも該当しないこととなった場合

②指定基準を超過した土壤は残存するものの、摂取経路の遮断等により健康被害が生じるおそれがなくなった場合

※②については、汚染土壤が残っているため、要措置区域を解除するとともに形質変更時要届出区域に指定します。

<形質変更時要届出区域>

土壤汚染の除去等により、当該区域内の土壤の汚染状態を指定基準に適合させた場合

Q14 要措置区域等が県内のどこにあるか知りたいです。

A14

県所管区域における要措置区域等の指定状況については、県のホームページに掲載しています。

なお、区域の詳細については、環境保全課または所管する厚生環境事務所（支所）において、台帳を閲覧することができます。

広島市、呉市、福山市の状況については、各市へお問い合わせください。

《広島県ホームページ》

土壤汚染対策法に基づく区域の指定状況

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-sitekuiki-yousotikuiki.html>

Q15 自主的な調査を実施したときは、県に報告が必要ですか。

A15

法では、自主的な調査結果を県へ報告する義務はありません。

ただし、法第 14 条では、「自主的な調査によって土壤汚染が判明した場合などには、土地の所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請することができる」と定められており、県では汚染土壌を適切に管理し、また土壤汚染の拡散を防止する観点から、土地所有者等へ積極的な申請を促しています。

また、土壤汚染が明らかである場合等においては、調査を省略して区域の指定を申請することも可能です。

自主申請については、環境省水・大気環境局土壤環境課がパンフレット「土壤汚染対策法の自主申請活用の手引き」を作成しておりますので、こちらを御参照の上、御検討ください。

なお、自主的な調査の結果、土壤汚染が確認されなかった場合において、調査結果を任意に県へ提供される場合は、事前に所管する厚生環境事務所（支所）に御相談ください。

《環境省ホームページ》

土壤汚染対策法の自主申請活用の手引き

<https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

Q16 汚染土壌はどこで処理すればよいですか。

A16

汚染土壌は、汚染土壌処理業の許可を有する汚染土壌処理施設で処理してください。
なお、法上の「汚染土壌」とは要措置区域等内の土地の土壌のことを言います。要措置区域等に指定されていない土地について、土壌汚染が判明した場合は、法上の「汚染土壌」にはなりません。法に準じた取扱いとすることが望ましいとされています。
汚染土壌処理施設の一覧は、環境省のホームページに掲載されています。

《環境省ホームページ》

土壌汚染対策法 | 土壌関係のページ中「土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理施設一覧」

<https://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

Q17 汚染土壌の処理を業として行うにはどうすればよいですか。

A17

汚染土壌の処理を業として行うためには、施設ごとに県知事等の許可が必要です。
事前に施設の設置場所を所管する機関（11 ページの〈お問い合わせ先〉参照）に御相談ください。

Q18 汚染土壌の運搬に許可は必要ですか。

A18

汚染土壌の運搬に許可は必要ありません。

ただし、汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者は、搬出に着手する日の14日前までに県知事等への届出が必要です。運搬する際、運搬基準を遵守してください。

また、運搬が適切になされたかどうかを後から確認できるよう「管理票」の使用及び保存が義務付けられています。

管理票については、環境省及び公益財団法人日本環境協会がパンフレット「搬出汚染土壌の管理票のしくみ」を作成しておりますので、こちらを御参照ください。

《(財)日本環境協会ホームページ》

搬出汚染土壌の管理票のしくみ

<http://www.jeas.or.jp/dojo/business/promote/booklet/04.html>

＜お問い合わせ先＞

所 管 区 域	機 関 名*	住 所	電話番号
大竹市, 廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68	0829-32-1181
安芸高田市, 府中町 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 農林庁舎	082-228-2111
江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25	0823-22-5400
竹原市, 東広島市, 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
三原市, 尾道市, 世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
府中市, 神石高原町	広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
三次市, 庄原市	広島県北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
—	広島県環境県民局環境保全課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-2920

※県機関への届出等の宛名は「広島県〇〇厚生環境事務所長」となります。
↳ (西部, 西部東, 東部, 北部)

※広島市域, 呉市域及び福山市域については, それぞれの市にお問い合わせください。

所 管 区 域	機 関 名	住 所	電話番号
広島市	広島市環境局環境保全課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町 1-6-34	082-504-2188
呉市	呉市環境部環境試験センター	〒737-0023 呉市青山町 5-3	0823-25-3551
福山市	福山市経済環境局環境保全課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5	084-928-1072